

居住誘導区域・都市機能誘導区域図



	1	
2	3	4
5	6	7
8	9	10

図面凡例

土地利用方針

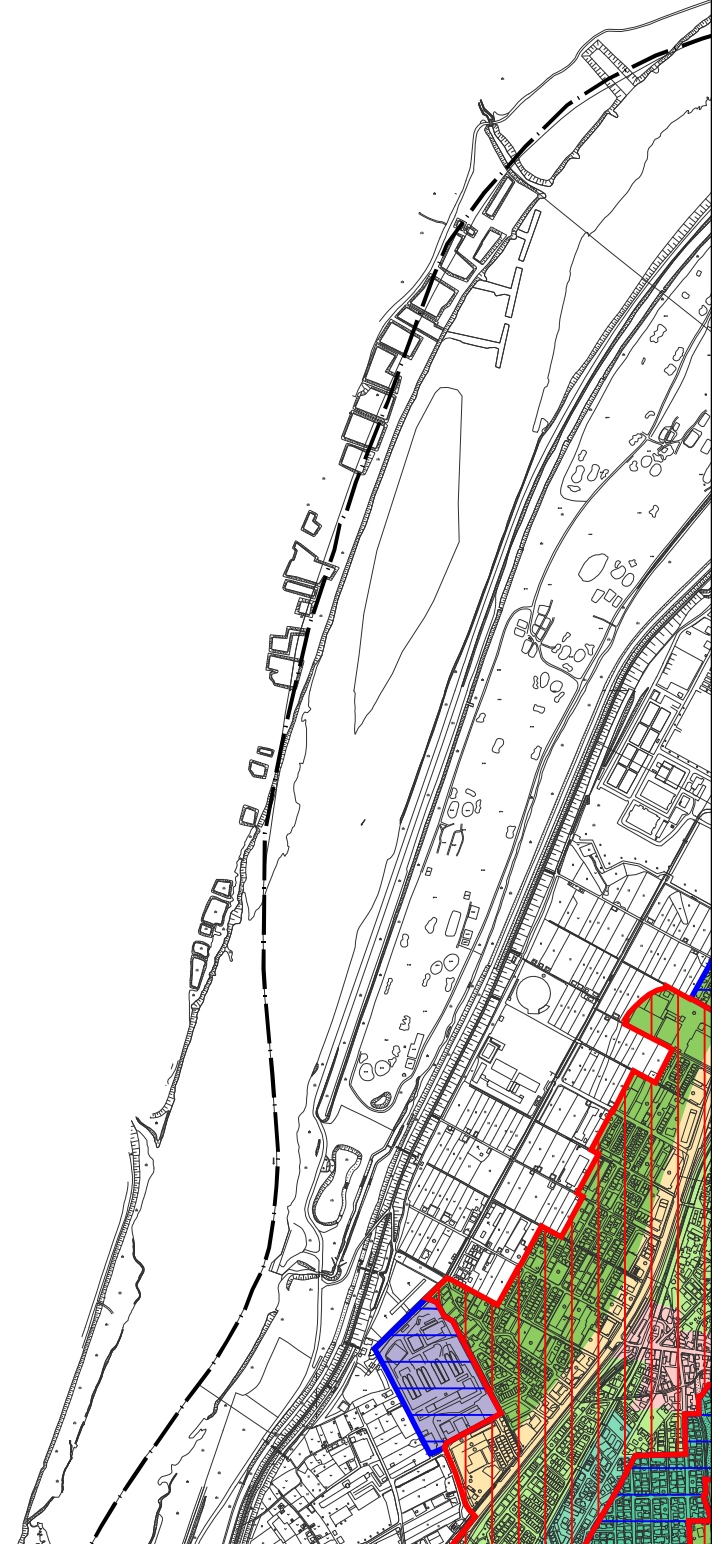
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域

用途地域

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第二種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域

その他

- 行政界



1:5,000



※ 居住誘導区域、都市機能誘導区域には、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、生産緑地地区を除きます。
 ※ 都市機能誘導区域は、全て居住誘導区域と重複します。

(No.2)